

大雪地区広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める
規則

令和3年6月12日
規則第2号

改正 令和2年9月3日 規則第3号
令和2年12月21日 規則第4号
令和3年3月10日 規則第2号
令和3年6月23日 規則第3号
令和3年9月24日 規則第4号

大雪地区広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年大雪地区広域連合条例第2号）附則の規則で定める日は、令和3年12月31日とする。

附 則（令和2年6月12日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月3日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月10日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。